

確定版

江戸川区立学校

「チャレンジクラス」の設置に向けて

～チャレンジクラスの運営の在り方～



令和 6 年 4 月 1 日
江戸川区教育委員会

江戸川区立学校

「チャレンジクラス」の設置に向けて
～チャレンジクラスの運営の在り方～



江戸川区教育委員会
教育研究所・教育指導課

はじめに

令和5年10月4日「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（文部科学省）が公表されました。

調査結果によると、小・中学校における不登校児童生徒数は 299,048 人（前年度 244,940 人）であり、前年度から 54,108 人（22.1%）増加し、過去最多となりました。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は 3.2%（前年度 2.6%）となっており、深刻さが増えています。

この傾向は、本区でも認められ、小学校、中学校を合わせて、1,000人を超える事態となっており、まさに、喫緊の課題となっております。

このような事態を見越し、平成28年に国は義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律を定め、法的整備を進めてきました。

本区としても、本法律を受けて、学校サポート教室（教育支援センター）や教育相談室といった従来の取組の強化を図るとともに、令和5年度には、エンカレッジルームへの人員配置やスクールソーシャルワーカーの増員をするなど、今まで以上に強化して参りました。

さらに、この度、その対策の一環として、年度途中ではありますが、急遽「チャレンジクラス」を設置し、令和6年4月1日開級に向けた準備スタートさせる運びとなりました。

この「チャレンジクラス」とは、以下の「設置に向けた基本的な考え方」の下、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①校内外の体制整備②創意工夫ある教育課程の編成③創造性ある教育環境の整備 |
|--|

やむを得ず、学校に登校できない、クラスに入ることができない生徒（いわゆる不登校、不登校傾向の生徒）が、安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行うためのものです。

本書では、本クラスの「設置に向けた具体的な展開」を区民の方々もちろんのこと、設置される学校や他の学校、関係機関へ示したものです。

今後、本クラスの設置が、やむを得ず、学校に登校できない、クラスに入ることができない生徒の安心の確保につながり、本クラスでの展開が、他校の取組のヒントになることを心よりお祈り申し上げます。

終わりになりますが、区民の皆様をはじめ、学校関係者の皆様におかれましては、本取組について注視していただき、御理解と御協力を賜れば幸いです。

そして、何よりも、本取組により、本クラスに通う生徒が少しでも減り、長いトンネルの向こうにある、希望の光がさすことを願ってご挨拶とさせていただきます。

令和6年2月

江戸川区教育委員会
教育長 蓮沼 千秋

はじめに

第一部	設置に向けた基本的な考え方	P 4
第1章	設置の背景	P 5
1	背景となる法律等	P 5
2	学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置状況	P 6
3	江戸川区立学校における不登校児童・生徒の状況と変化	P 7
4	令和4年度 江戸川区不登校対応施設・人員の配置状況	P 8
5	令和6年度 不登校児童・生徒の変化への新たな取組	P 10
第2章	設置の基本的な考え方	P 11
1	基本的な考え方	P 11
2	設置の趣旨	P 11
3	チャレンジクラスと学びの多様化学校との違い	P 11
4	校内における別室指導との違い	P 11
第二部	設置に向けた具体的な展開	P 12
第1章	江戸川区「チャレンジクラス」の設置	P 13

1	設置にあたっての基本的事項	P 13
第2章	設置の方向性と展開の具体	P 15
1	校内外の体制整備に関する事	P 15
2	創意工夫ある教育課程の編成に関する事	P 21
3	創造性のある教育環境の整備に関する事	P 26
4	その他に関する事	P 28
資料		P 31
	入級様式 1 チャレンジクラス入級申請書	P 32
	入級様式 2 チャレンジクラス入級許可(不許可)決定通知書	P 33
	退級様式 1 チャレンジクラス退級届	P 34
	退級様式 2 チャレンジクラス退級決定通知書	P 35
	個別の支援計画I(個別様式1)	P 36
	個別の支援計画I(個別様式2)	P 38
	参考・引用文献	P 39

第一部 設置に向けた基本的な考え方

第1章 設置の背景



1 背景となる法令等

(1) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(概要)

○ 第10条: 特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

・国及び地方公共団体が特例校の整備及び特例校における教育の充実のために必要な措置を講ずることが努力義務

⇒これを受け、地方公共団体においては、

・特例校を新たに設置すること。

・特例校を既に設置している場合は、その教育の充実を図ること。

【法律の抜粋】

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針(概要)

○教育機会の確保等に関する基本的事項

・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状

・基本指針の位置付け

・基本的な考え方

⇒不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

(魅力ある学校づくり、不登校を問題行動と受け取られない配慮、不登校の子どもの社会的自立、意思の尊重と個に応じた支援、外国人の子供に対する支援)

⇒国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

○不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

・児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

(魅力ある学校、いじめ・暴力行為・体罰を許さない学校、学習状況に応じた指導・配慮)

・不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

○その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

2 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）（以下、学びの多様化学校）の設置状況

(1) 学びの多様化学校とは

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校

(2) 設置状況

文部科学省の2023年12月29日現在（文部科学省 HP より）

・学校数・・・24校（うち、公立学校 14 校、私立学校 10校）

・一覧

北海道	札幌市	星槎もみじ中学校	神奈川県	横浜市	星槎中学校 星槎高等学校
宮城県	富谷市	富谷市立富谷中学校		大和市	大和市立引地台中学校
	白石市	白石市立白石南小学校 白石市立白石南中学校	岐阜県	揖斐郡	西濃学園中学校
	仙台市	ろりぽっぷ小学校		岐阜市	草潤中学校
東京都	葛飾区	東京シューレ葛飾中学校	京都府	京都市	京都市立洛友中学校 京都市立洛風中学校
	八王子市	八王子市立高尾山学園 小学部・中学部	愛知県	名古屋市	星槎名古屋中学校
	国立市	NHK 学園高等学校	奈良県	大和郡山市	大和郡山市立郡山北小学校分教室
	調布市	調布市立第七中学校 はしうち級室		大和郡山市	大和郡山市立郡山中学校分教室
	江戸川区	東京シューレ江戸川小学校	香川県	三豊市	三豊市立高瀬中学校
	福生市	福生市立福生第一中学校	鹿児島県	日置市	鹿児島城西高等学校 普通科（ドリームコース）
	大田区	大田区立御園中学校			
	世田谷区	世田谷区立世田谷中学校			

(3) 効果と課題について

（「不登校特例校の設置に向けて【手引き】」令和2年1月文部科学省）より）

①教育上の効果

- ・基礎学力の定着と社会性の育成を行い、上級学校への進学など、多くの子どもたちの不登校を改善できている。
- ・スモールステップに対する取組が評価されることによって、自己肯定感が高まった。
- ・不安や悩みでうつむいていたものが、意欲的に学習するように変化している。
- ・行き場のない生徒の学習の場、居場所として有効。特に定数を少人数にしているため、集団での活動は苦手だが、個別又は、小集団での活動なら適応できる生徒が学校に通えている。

②運営上の課題

- ・学習に向かう以前に学校に来ることができないため、まずは登校できることを目指すため、授業では、なかなか本格的な学習活動に取り組めない現状がある。
- ・一人一人の特性にあわせた指導が必要であるが教員の数が足りていない。
- ・やればやるほど、内容を充実させようとすればするほど、個別の対応が必要になり、人手不足

の改善が難しくなる。

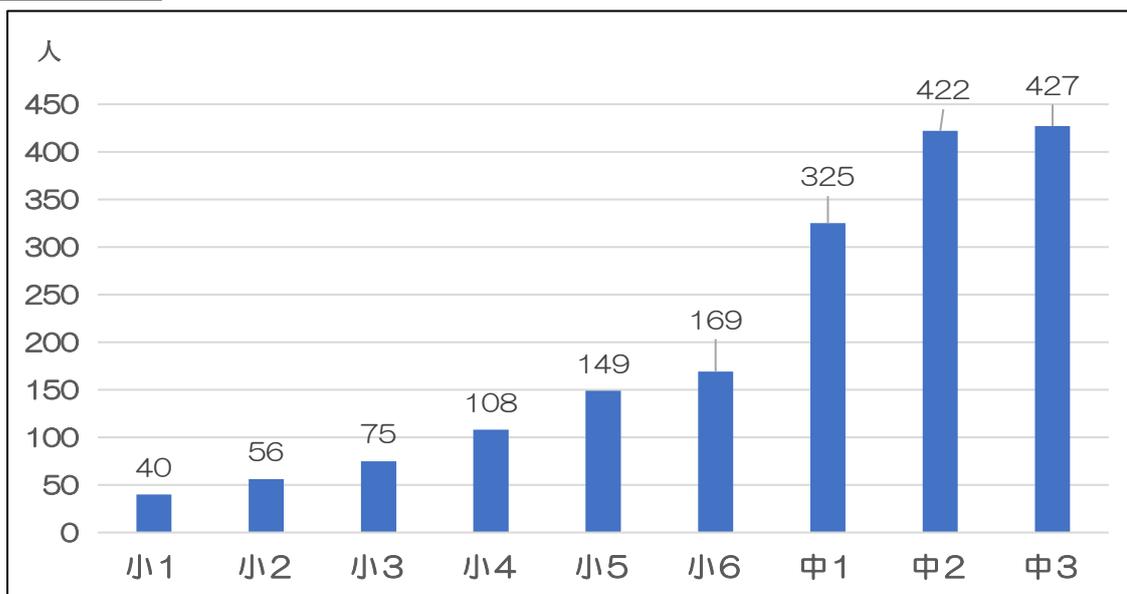
・私学の場合は、経済的負担が大きい。

・広報活動を行っているが、教育ビジョン等が、学校を必要とする生徒へ十分に伝えられるまでには時間が必要である。

3 江戸川区立学校における不登校児童・生徒の状況と変化

(1) 令和4年度学年別不登校児童生徒数

江戸川区版



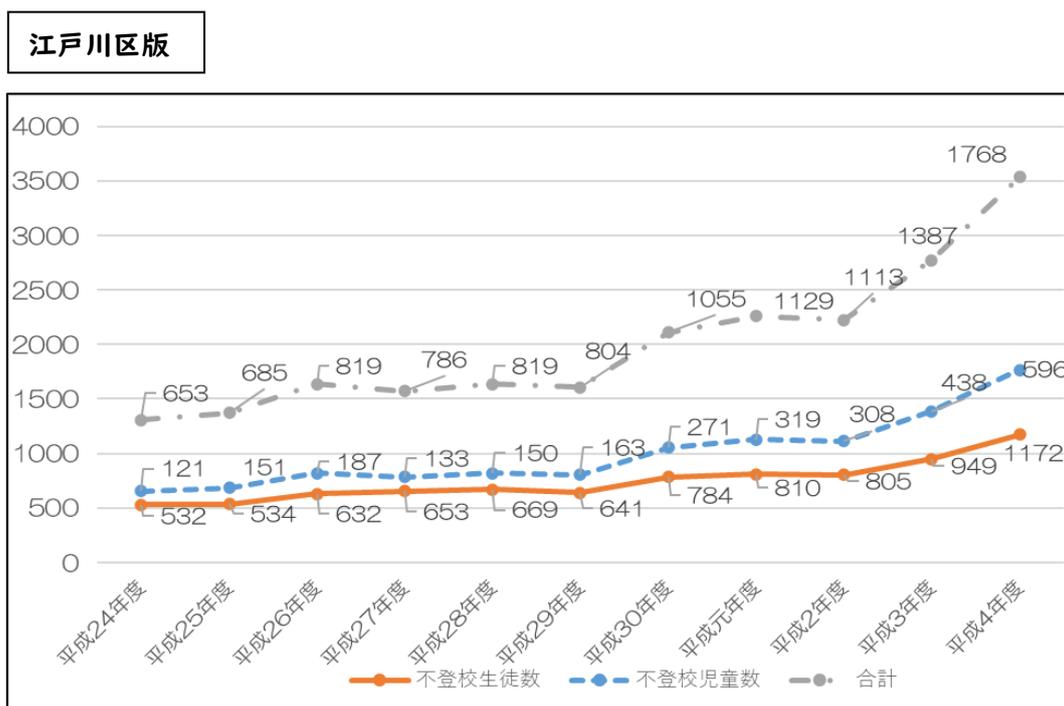
※江戸川区独自調査

(3) 令和4年度不登校の要因

江戸川区版

区分 学校種	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安		
小学校	①主たるもの (一人1つ必ず選択)	0	48	10	29	8	0	4	6	25	86	14	126	240	1
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	0	10	6	14	0	0	2	0	4	60	8	38	59	
中学校	①主たるもの (一人1つ必ず選択)	0	116	10	85	19	5	5	66	33	94	24	166	547	4
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	0	37	4	50	9	5	3	6	8	28	14	78	135	

(2) 江戸川区立学校における不登校児童生徒数の推移



4 令和4年度における江戸川区における不登校児童・生徒への施設・人員の配置状況

(1) 学校サポート教室（登録人数）

※学校サポート教室とは・・・さまざまな原因により、不登校、不登校傾向にある、いわゆる「やむを得ず登校できない児童・生徒」への居場所、学び場です。

教室名	スタッフ	小学生	中学生
①ふなぼり学校サポート教室	教育研究員5名 相談員2名	13	65
②こいわ学校サポート教室	教育研究員4名 相談員2名	11	45
③しのぎき学校サポート教室	教育研究員4名 相談員2名	1	30
④にしかさい学校サポート教室	教育研究員3名 相談員2名	6	35
⑤みなみかさい学校サポート教室	教育研究員3名 相談員2名	7	34
⑥ひらい学校サポート教室	教育研究員4名 相談員2名	3	23

教育研究員：元教員

相談員：心理に関する資格を有する職員

(2) ユースサポート

「ユースサポート」とは・・・不登校等の中高生が自由に過ごす中で、専門のスタッフが悩みや心配なことの相談を受け、一人一人をサポートしています。小学生の受け入れもしています。

居場所名	スタッフ	小学生	中学生
共育プラザ小岩	ユースワーカー	各施設20名程度	
共育プラザ平井	ユースソーシャルワーカー		
共育プラザ葛西	ユースカウンセラー		

共育プラザ南小岩	※民間委託 ※令和5年度から全館実施	
共育プラザ之江		
共育プラザ南篠崎		
共育プラザ中央		

ユースワーカー：中高生の主体的な活動の支援

ユースソーシャルワーカー：悩みや問題解決の支援、関係機関とのつなぎ役

ユースカウンセラー：悩みや葛藤に対して心理的な支援

(3) 教育相談室

教育相談室とは・・・学校生活や発達、子どもの気持ちや性格に関する悩みや心配事について相談に応じています。

相談室名	スタッフ
グリーンパレス教育相談室	相談員17名
西葛西教育相談室	相談員7名
南篠崎教育相談室	相談員5名

相談員：心理に関する資格を有する職員

(4) スクールカウンセラー

小・中学校 全校1～2名配置

(5) スクールソーシャルワーカー

小・中学校 32名配置（令和5年6月現在）（中学校区の小学校を巡回支援）

(6) 登校支援員（ステップサポーター）

登校支援員とは・・・不登校等の子どもたちに対して、身近な存在として活動の中で信頼関係を築きながら、登校や別室活動を支援しています。

	配置校数	配置人数
小学校	22校	33名
中学校	15校	

(7) 別室（エンカレッジルーム）指導支援員

別室指導支援員とは・・・各学校において、校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対して、安心して、自己存在感や充実感を感じられる場所を校内に設置して対応できる支援員を配置しています。

	配置校数
小学校	5校
中学校	19校

令和4年度は未配置

5 令和6年度 不登校児童・生徒の変化への新たな取組

本区としては、今までの取組の強化・充実を図るとともに、不登校生徒の更なる学びを補償するため、以下の取組を令和6年度から実施する。

(1) (仮称) 不登校支援コーディネーター（巡回教員）の配置（令和6年度から）

不登校コーディネーターとは、・・・巡回拠点校及び巡回校を巡回し、不登校生徒の支援、魅力ある学校づくり及び不登校生徒の支援の助言等を行うことにより、校内における組織的な支援体制の整備について幅広く支援を行います。

【巡回拠点校2校で各拠点校1人を配置予定】

拠点校①・・・東葛西中学校

巡回校①・・・葛西第三中学校、南葛西中学校、南葛西第二中学校、清新第一中学校

拠点校②・・・松江第四中学校

巡回校②・・・松江第三中学校、松江第五中学校、松江第六中学校、鹿本中学校

(2) チャレンジクラスの設置

チャレンジクラスとは、都内公立中学校等において、不登校生徒を対象とし、教職員定数配

当基準に基づいた教員を配置する校内別室クラスを設置し、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行うクラスのこと。

第2章 設置の基本的な考え方



1 基本的な考え方

本区としては、今までも不登校児童生徒に対する様々な取組を行ってきた。一方で、未だ、本区の不登校生徒が増加傾向にあり、その要因や背景は複雑・多様化している。そこで、「教育機会確保法」の趣旨等を踏まえ、以下の基本的な考え方のもと、不登校生徒に対する最大限の配慮を講じる「チャレンジクラス」を中学校1校に設置する。

<基本的な考え方>

- ①校内外の体制整備
- ②創意工夫ある教育課程の編成
- ③創造性ある教育環境の整備

2 設置の趣旨

本区に「チャレンジクラス」を設置することにより、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行う。

3 学びの多様化学校とチャレンジクラスとの違い

学びの多様化学校は不登校生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成するが、教員を配置するチャレンジクラスは、設置校の教育課程に基づき指導を行う。また、学びの多様化学校は分教室型であっても、本校と同一の建物内に設置できないが、チャレンジクラスは、本校（設置校）と同一の建物内に設置できる。

そのため、チャレンジクラスの教員と設置校の他の教員が連携したり、チャレンジクラスの授業で設置校の施設（体育館や理科室等）を活用したりすることが一層可能である。

4 校内における別室指導との違い

校内における別室指導を利用している不登校生徒は通常のクラスに在籍しますが、チャレンジクラスに通っている不登校生徒はチャレンジクラスに在籍している。また、校内における別室指導では支援員等が見守りなどを行うが、チャレンジクラスには、教員が配置され授業を行う。その結果、不登校生徒の自学自習を主とした居場所としての機能が大きい校内における別室指導に比べ、チャレンジクラスでは、不登校生徒の学習内容の定着を一層図ることが出来る。

第二部 設置に向けた具体的な展開

第1章 江戸川区「チャレンジクラス」の設置



1 設置にあたっての基本的事項

(1) 目的

江戸川区立中学校において、不登校生徒を対象とし、教職員定数配当基準に基づいたチャレンジクラスを設置し、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行い、以下の①～③を達成する。

①登校日数の増加

クラスに在籍する生徒の登校日数が、在籍前の年度に比べて増加するようにする。

②学習内容の定着

生徒一人一人の学習状況に合わせた個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めることで、チャレンジクラスに在籍する生徒が、学習内容を確実に身に付けることができるようにする。

③学校内外の機関等による相談・指導等を受けていない生徒の解消

不登校生徒を専門機関等に関わることができるようにし、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）の長期欠席に関する調査項目の中にある「学校内外の機関等による相談・指導等を受けていない生徒数」の数値を0にする。

(2) 設置場所

原則として、令和5年10月末日時点で、令和5年度に30日以上欠席している生徒数が10人以上の江戸川区立学校とする。

(3) 名称

チャレンジクラス

ただし、クラス名については、生徒の状況を鑑み、各学校の実態に応じて決定する。

(4) 指導者

チャレンジクラス担当として配置された教員及び通常のクラス担当教員

教職員定数配当基準に基づき、配置校の学校規模により、3～6人の教員が、チャレンジクラスに配置される。進路選択を想定した学習指導や授業時数等を鑑み、国語・社会・数学・理科・外国語等を専門とする教員の配置を行うなど、設置校内で授業担当者を調整する。

(5) 教育内容

不登校生徒に対応した特別な教育内容を編成

(6) クラス規模

- ・登校生徒：第1学年から第3学年で各学年10名程度
- ・オンライン登校生徒：第1学年から第3学年で各学年5名程度

(7) 対象者

設置校が所在している地区の江戸川区立中学校等に在籍する生徒（次年度設置校に入学予定の児童を含む。以下同じ。）のうち、次の①、②のいずれかに該当するものとする。ただし、不登校の原因が、本人の問題行動等にあると認められる場合には、この限りではない。

①年間 30 日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にある者（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）

②断続的な不登校又は不登校の傾向が見られる者

また、入級を希望する場合には、設置校に転学が必要となる。そのため、転学には、慎重な判断が求められるため、「事前に体験入級する」「個々に入退級審査会を開催して入学（入級）の可否を検討する」などの取組を行う。

(8) 開設時期

令和6年4月1日開設

ただし、令和6年8月31日までは、設置の決定した学校の在籍生徒のみ入級可能

第2章 設置の方向性と展開の具体



1 校内外の体制整備に関すること。

(1) 人員の配置について

取組の方向性

- 個別の支援が十分にできるようなチャレンジクラス独自の教員の配置を行うこと。
- 授業等において、通常のクラス担当教員がチャレンジクラスでの指導に関われるようにすること。

参考取組例

① 教職員定数配当基準による教員の配置

チャレンジクラスを含めた学校全体のクラス数が増加するため、その分の教員定数が増加し配置を行う。具体的な算定は、都の教職員定数配当基準に基づき行う。なお、定数増となる職種は教諭のみで、副校長、養護教諭、事務職員は増加の対象ではない。

<教員配置の例>

クラス数が計10クラスである中学校において、教員を配置する校内別室クラスの生徒のみでクラスを編制することにより、チャレンジクラスのクラス数が計3クラス(各学年1クラス)になる場合

チャレンジクラス設置前	チャレンジクラス設置後
10クラス(通常級10) ⇒教員15人	13クラス(通常級10+チャレンジクラス3) ⇒教諭19人

教諭が4人増加するため、当該4人をチャレンジクラスに配置可能

※ R5 中学校及び義務教育学校後期課程教職員定数配当基準による算定

② 配置された教員の指導の範囲

配置される教員の指導の範囲は、基本的に通常のクラスと同様になるが、教科によっては、主となる担当教員の下、チームティーチングの一貫として、その学習状況の把握等、その指導に当たる。

③ 乗り入れ指導の実施

特段の安全配慮が求められる教科等の授業内容については、通常のクラス担当教員が、日常的に、乗り入れ指導を行うことが出来るような体制を構築する。

④ チャレンジクラス担当教員の担当期間

通常のクラスとチャレンジクラスの交流が円滑に進むようチャレンジクラス担当教員については、概ね1~2年を期間として、通常のクラス担当教員の配置を変更する。

(2) クラスの設定

取組の方向性

- クラス編成については、1学年ごとに授業を行うことを基本とするが、学年にとらわれない習熟度別学習などにおいて、複数学年合同での授業を行うことができる。
- オンラインでの授業参加できるようにすること。

参考取組例

①クラスの編成

クラス編成は、1学年ごとに編成され、各学年に登校コースは、概ね10名程度、オンラインコースは、概ね5名程度を基準とし、それぞれの担任を配置する。

(3) 入退級に関わる相談体制

取組の方向性

- 入退級に係わる十分な相談がなされるような相談体制を構築すること。
また、入級後も、生徒が授業への参加等柔軟にできるような体制を整えること。

参考取組例

①入級手順

チャレンジクラスには、以下の手順で入級する。

- 保護者は、在籍校長に入級希望を伝え、面談する。
- 保護者は、チャレンジクラス入級申請書(巻末資料「入級様式1」)を在籍校長に提出し、在籍校長は保護者から提出された入級申請書を江戸川区教育委員会に送付し、報告する。
- 江戸川区教育委員会は、入級希望があったことを設置校に連絡する。
- 設置校は、保護者と日程を調整し、生徒及び保護者がチャレンジクラスの見学ができるようにする。
- 生徒は、2週間程度の体験入級を行う。
なお、小学生の体験入級における指導内容については、一定程度小学校の指導内容を取り入れるものとする。
- 生徒、保護者及びチャレンジクラス担当教員は、体験1週間程度の時点で三者面談し、入級の意向確認をする。必要に応じて、面談にはスクールカウンセラー(以下、SCとする。)等の心理職も参加する。
- 江戸川区教育委員会は、入退級審査会を開催する。
- 江戸川区教育委員会は、チャレンジクラス入級許可(不許可)決定通知書(巻末資料「入級様式2」)を保護者に送付する。
- 設置校以外に在籍している生徒については、在籍校及び設置校が通常どおりの転出入の処理を行う。

②体験入級

保護者から入級申請書の提出があった場合には、体験入級は、以下を参考に実施する。

- i 体験入級期間は2週間程度とする。各日最低1時限以上行うこととし、日程については連続する必要はない。ただし、設置校校長の判断により、変更することができる。
- ii 体験入級中の出欠席の取扱いについては、在籍校長が判断をすることとするが、出席停止等の扱いをするなどの配慮を行う。

③入退級審査会

チャレンジクラスへの入退級等に関する適正な審査を行うため、チャレンジクラス入退級審査会（以下「審査会」という。）を置き、以下を参考に個々の生徒の状態に応じて（各学期1回程度）実施する。

- i 審査会は、次に掲げる事項に関する審議を行う。
 - ・チャレンジクラスへの入級又は退級に関すること。
 - ・その他、江戸川区教育委員会が審査会において審議する必要があると認めること。
- ii 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - ・設置校校長
 - ・チャレンジクラスのクラス担当教員
 - ・在籍校の不登校担当教員
 - ・江戸川区教育委員会事務局職員
 - ・江戸川区教育委員会事務局指導主事
- iii 審査会に委員長を置き、委員長は設置校校長をもって充てる。
- iv 委員長は、審査会を統括する。
- v 江戸川区教育委員会は、必要に応じて、チャレンジクラスへ入級を希望する児童・生徒が在籍する学校の校長、担任等の審査会への出席を求めることができる。
- vi 審査会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

④入級審査

入級にあたり、次の i～iv を満たすことなどを参考にして審査の条件を設定する。

- i 体験期間中、オンライン対応も含めおおよそ6割以上参加していること。ここでいう「参加」とは、1日のうち1時限でも参加できた場合とする。
- ii 生徒、保護者ともにチャレンジクラスに入級することを同意していること。
- iii 生徒が通学に対して意欲的であり、学習に取り組むことができること。
- iv 原則、自力で通学が可能なこと。

なお、特別な支援を必要とする生徒は、チャレンジクラスにおいて自立活動等の特別な支援が十分に受けられないことを保護者が了承した上で、審査会にて認められた場合は入級できるものとする。

⑤退級審査（保護者の申出による退級）

チャレンジクラスからは、以下の手順で退級する。

- i 保護者は、設置校校長に退級希望を伝え、面談する。
- ii 保護者は、チャレンジクラス退級届（巻末資料「退級様式I」）を設置校校長に提出

し、設置校校長は、保護者から提出されたチャレンジクラス退級届を江戸川区教育委員会に送付し、報告する。

iii 江戸川区委員会は、審査会を開催する。

iv 江戸川区教育委員会は、チャレンジクラス退級決定通知書（巻末資料「退級様式2」）を保護者に送付する。

v 設置校以外の学区域に居住している生徒については、設置校及び旧在籍校（又は転出先の学校）が通常どおりの転出入の処理を行う。

⑥退級審査（教育委員会の退級）

「④入級審査」の審査の条件に満たない場合には、教育委員会は、以下の手順で退級を促す。

i 設置校校長は、学期に一回程度、出席の状況を集約する。

ii 「④入級審査」の審査の条件に満たない場合生徒が在籍している場合には、設置校校長は江戸川区教育委員会に報告する。

iii 江戸川区教育委員会は、審査会を開催する。

iv 江戸川区教育委員会は、チャレンジクラス退級決定通知書（巻末資料「退級様式2」）を保護者に送付する。

v 設置校以外の学区域に居住している生徒については、設置校及び旧在籍校（又は転出先の学校）が通常どおりの転出入の処理を行う。

(4) 通常のクラス担当教員とチャレンジクラス担当教員の支援体制について

取組の方向性

○「チャレンジクラス」と「通常のクラス」にいる不登校生徒が統一性のある支援が施されるような校内体制の構築を図ること。

参考取組例

①委員会ではない分掌組織の設置

配慮が必要な生徒が多数入ることを見込み、その業務に集中して取り組めるよう、委員会レベルではない組織を設置し、その業務の進捗を図る。

②校内体制の強化

i 不登校生徒の情報収集及び校内で統一した対応

不登校生徒について、チャレンジクラス担当教員、教科担任、養護教諭、SC及びスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）、在籍していた小学校の担任等から、アセスメントに必要な情報（欠席等の状況、本人の様子、友人関係、家庭状況、これまでの支援内容等）を収集し、不登校生徒への対応について校内で統一した方針で行う。

ii 支援会議の企画、運営等

支援会議にチャレンジクラス担当教員も参加し、チャレンジクラスの取組を全教職員に周知し、校内における協力体制を構築する。

- iii 校内研修の企画、運営等
 - 不登校についての理解を深め、不登校生徒への適切な対応を行うため、教員を配置するチャレンジクラス担当教員等を活用した校内研修の企画・調整及び運営を行う。
- iv チャレンジクラスの取組についての江戸川区内への普及・啓発
 - チャレンジクラスのよさ等について、江戸川区教育委員会と連携しながら区内の小・中学校の児童・生徒、保護者及び教員に周知する。また、設置校内外のチャレンジクラスへの入級を検討できるよう、チャレンジクラスの取組や入級の手順についても周知する。
- ③ 個々の不登校生徒への支援
 - i 不登校生徒や保護者への対応の強化
 - 関係機関等と連携し、不登校生徒への電話連絡や家庭訪問、保護者との面談、別室支援した不登校生徒への対応等の強化を図る。
 - ii SC、SSWや関係機関等との連携
 - 必要に応じて、不登校生徒やその保護者がSCに相談するための場を設定する。家庭への支援が必要な場合は、SSW等と連携し、保護者に関係機関を紹介する。
- ④ 東京都チャレンジクラス連絡会及びや江戸川区不登校対策担当主催研修会の参加
 - i チャレンジクラス連絡会で得た内容を設置校に還元
 - チャレンジクラス担当教員は、毎月のチャレンジクラス連絡会に参加し、他地区の成果や課題等を知るとともに、効果的な取組については、設置校における取組に還元する。
 - ii 東京都や江戸川区の不登校対策担当主催研修会等の内容を生かした設置校の取組を充実
 - チャレンジクラス担当教員は、不登校対応教員配置校・不登校特例校・教育支援センター・フリースクール等協議会等に参加し、設置校の全教職員に研修成果を還元する。

(5) 分掌組織・職務分担

取組の方向性

○チャレンジクラス担当教員の分掌組織・職務分担については、その業務の連携が日常的に図られるよう、通常のクラスの教員と同様に扱われるようにすること。

参考取組例

- ① 主幹教諭等の配置
 - 主幹教諭等、一定程度の職責のある教員の配置を行い、学校全体を見渡した、教育活動が施されるような職務分担を行う。
- ② バランスの取れた職務分担
 - チャレンジクラス担当教員が、チャレンジクラスの職務のみに従事することがないような

職務分担を行い、日常的な連携が図られるようにする。

(6) 個別の支援計画の作成

取組の方向性

○年度当初(又は、入級当初)に生徒及び保護者と面接をし、本人や保護者の願い等をしっかり把握した上で指導すること。

参考取組例

①個別の支援計画の作成

設置校の校長は、巻末資料「個別の教育支援計画1・2」を参考にし、年度当初(又は、入級当初)に個別の支援計画を作成し、個に応じた支援を行うとともに、その進捗を図る。

(7) 円滑な入級のためのプレクラスの設置

取組の方向性

○円滑な入級ができるよう、入級前に生活改善や学習意欲の向上を図る取組を行う。

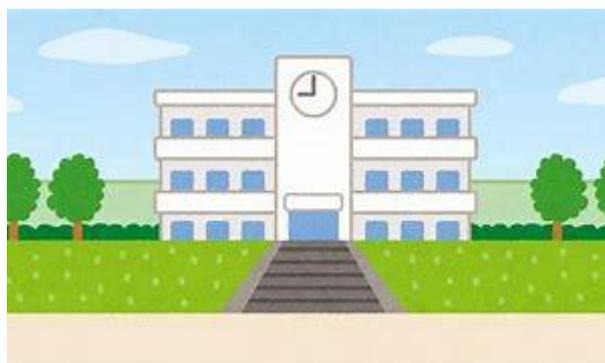
参考取組例

①プレクラスの設置

チャレンジクラスへの円滑な入級を行うため、チャレンジクラス入級前に、以下を参考にプレクラスを設置する。

- i 生活改善を促す。
- ii 主体的に学習に取り組む態度を養う。
- iii 学力の習熟状況の把握をする。
- iv チャレンジクラスに入級後も、必要に応じて、プレクラスに戻り、指導を受けることも可能とする。

◎なお、プレクラスで指導を受けている期間の在籍の取り扱いは、チャレンジクラスとする。



2 創意工夫ある教育課程の編成に関すること。

(1) 教育目標・基本方針

取組の方向性

○教育目標・基本方針については、学校に設置された意義を十分に理解すること。

参考取組例

①通常のクラスとの共有

教育目標と基本方針については通常のクラスと同様のものにし、教育課程の届け出「様式1」の統一を図って、一体感のある教育活動展開する。

(2) 年間授業時数・週時程

取組の方向性

○生徒が安心して学校生活を送ることができるゆとりある生活時程（年間時程・週時程）の実現を図ること。

参考取組例

①チャレンジクラスで実施する年間授業時数

		第1学年	第2学年	第3学年
各教科	国語	70(140)	70(140)	70(105)
	社会	70(105)	70(105)	70(140)
	数学	70(140)	70(105)	70(140)
	理科	70(105)	70(140)	70(140)
	音楽	35(45)	35(35)	35(35)
	美術	35(45)	35(35)	35(35)
	保健体育	70(105)	70(105)	70(105)
	技術・家庭	35(70)	35(70)	35(35)
	外国語	70(140)	70(140)	70(140)
	小計	525(895)	525(875)	525(875)
特別の教科 道徳		35(35)	35(35)	35(35)
総合的な学習の時間		35(15)	35(35)	35(35)
読書科	朝読書等	21(21)	21(21)	21(21)
	1単位時間で行う授業	14(14)	14(14)	14(14)
特別活動	クラス活動	35(35)	35(35)	35(35)
各教科等 合計		665(1015)	665(1015)	665(1015)

②設置校における生活時程及び時間割例

通常クラス	別室クラス	生活時程	月	火	水	木	金
1校時		～9:30	登校				
		9:30～9:35	朝のクラス活動				
		9:35～9:45	リフレッシュタイム(軽運動)				
2校時	1校時	9:50～10:40	学活	社会	道徳	英語	保体
3校時	2校時	10:50～11:40	国語	英語	理科	理科	数学
4校時	3校時	11:50～12:40	技術/家庭	数学	保体	国語	社会
		12:50～13:10	給食				
		13:10～13:30	昼休み				
5校時	4校時	13:35～14:25	総合	音楽		美術	総合
6校時		14:30～14:40	清掃				
		14:40～14:50	帰りのクラス活動				
		15:00	下校				

(3) 弾力性のある週時程の設定

取組の方向性

○各教科のねらいを維持させつつ、通称名を用いて週時程に組み込むなど週時程に弾力性をもたせること。

参考取組例

①教科等を順番に行う場合の通称名

理科と社会を交互に行う場合に通称名「ライフ」や音楽、美術、技術、家庭を順番に行う、通称名「創造タイム」を用い、週時程に組み込む。

②各教科における単元を繰り返し行う場合の通称名

国語科における「漢字タイム」、数学科における「計算タイム」、保健体育の体づくり運動における「ほぐしタイム」など用い週時程に組み込む。

(4) 自由進度学習の推進

取組の方向性

○一人一人に応じた学習のレベル、学習量、学習のスピードで指導ができるよう、自由進度学習を推進すること。

参考取組例

①教科担当を中心としたチームティーチングによる自由進度学習の実施

教科担当が中心となり、個別の指導計画や教材等を準備し、小学校低学年の学習内容までも遡り学習ができる指導体制を構築する。

なお、その際には、専門の教科ではない担当教員もその指導にあたり、体制を整える。



(5) 教科等における多様な問題解決的な学習の推進

取組の方向性

○生徒の主体的な学びを尊重する観点から、自ら学習問題を設定し、自己の課題解決に向けた調べ学習を実施すること。

参考取組例

①社会科

地理分野において、世界の様々な地域調べをテーマに個に応じた調べる学習を行い、発表をそれぞれの形で行う。

②理科

生物分野において、校舎内の植生をテーマに、個に応じた調べる学習を行い、発表をそれぞれの形で行う。

(6) 評価によらない教科における評価

取組の方向性

○個々にあった学習評価がなされるよう十分な配慮を行うこと。

参考取組例

①コメント評価の実施

評価・評定は行わず、口頭による即時的な評価を丁寧に行うとともに、通知表においては、コメント等をもって、評価に変える。

②業者テストによる学習の定着状況の把握

生徒の学習進度に応じて、学年の枠にとられない業者テストを行い、学習の習熟の程度を把握する。

(7) SCやSSWの活用等による認知トレーニング等の実施

取組の方向性

OSC や SSW 等の専門家が一定程度、関わりながらの教育活動がなされるようにすること。

参考取組例

① SC 等をゲストティーチャーに招いた授業の実施

SC 等を招いたソーシャルスキルトレーニング授業を行う。

②朝の時間におけるソーシャルスキルトレーニング等の実施

始業前にSSTやビジョントレーニング、コグトレなどを短時間で行う。

③定期的な面談による個々の状況把握

学期に一回程度の定期的な SC 等との面談を行い、チャレンジクラスにおける指導状況の把握を行う。

(8) 生活指導について

取組の方向性

○学校のきまりについては、別途設定し、その特性に応じたきまりの中で、学校生活を送れるような配慮をすること。

参考取組例

①標準服や体育着の着用

他校からの転入・転出が頻繁に行われることが予測されることから、標準服や体育着の着用など、校則等については特別な配慮を行うこと。

②トイレの使用

授業中にトイレを使用できるような配慮をする。

③特別教室への移動

体育館や家庭科・技術室などへの移動は、授業中に行える配慮をする。

④基本的な生活習慣の確認

連絡帳などを工夫し、睡眠や食欲、腹痛など、日々の記録を綴れ、担当教員が確認できるようにする。

◎他の学校からの転入者や年度途中で転出するケースが多数予想されることを念頭にきまりを定め、さらには、年度途中で変更可能な形にすること。

(9) 校外学習・学校行事等について

取組の方向性

○校外等での体験的な学習を十分に行うこと。

○学校行事については、生徒の状況を踏まえ単独で実施をすること。ただし、希望に応じて、通常のクラスの行事に参加希望があれば、参加ができるような配慮をする。

参考取組例

①体験的な学習の充実

・江戸川区内の施設等を活用

各教科等において、江戸川区の教育施設を活用しての教育活動を実施する。

・年間数回程度の校外学習の実施

農業体験や職場体験等、校外での学習活動を実施する。

②儀式的行事について

時程をずらすなどして、入学式、卒業式、始業式、終業式など、すべての生徒がオンラインでの参加できるようにすること。なお、入学式や卒業式での呼名等については、本人や保護者の意思を確認するなど、特段の配慮を行うこと。

③学校行事

・文化的行事

原則、単独での実施とするが、通常のクラスとの交流として、展示の部への作品展示のみを行うなどの配慮をする。また、合唱コンクールや発表等については、オンラインでの視聴ができるような配慮をすること。

・健康安全・体育的行事

原則、単独での実施とする。例えば、運動会に変わって、ボーリングやスケートなど、日常の体育ではできない運動の実施を促す機会を検討する。また、避難訓練や安全指導については必ず実施をするが、避難場所については、教室にそのまま待機させるなど十分な検討を行うこと。

・旅行・集団宿泊的行事

原則、単独での実施とする。ただし、物見遊山的な実施を単に行うのではなく、セカンドスクールの実施などを検討すること。その際には、引率者などの観点から実施学年も十分に検討した上で検討をすること。

・勤労生産・奉仕的行事

原則、単独での実施とする。ただし、ボランティアなどについては、その有効性を認め、実施を検討すること。

(10) 生徒会活動

取組の方向性

○生徒会活動については、通常のクラスの活動に参加が可能な生徒のみ参加すること。

参考取組例

○役員選挙や生徒朝礼等、全体での動きについては実施を行う。

○チャレンジクラス全体で、生徒による自治的な活動組織を作る。



3 創造性のある教育環境の整備に関すること。

(1) 教室について

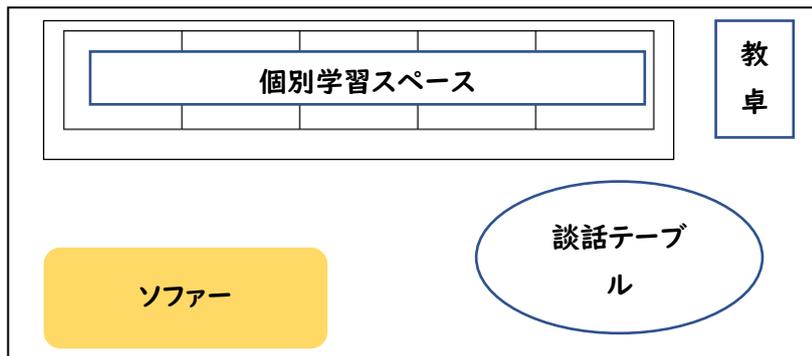
取組の方向性

- 学年ごとに1教室、合計3教室確保することが望ましいが、難しい場合には、1教室をパーティションで分割するなどして、対応すること。また、各教室については、特別な教育課程の目的が十分に果たせるような従来の教室にとられない環境を整えること。
- 教室の配置については、可能な限り、エンカレッジルーム（特別支援教室、教育相談室、別室登校教室）等と近接に配置すること。
- 心理的負担を軽減するため、できる限り、他の生徒と会わずに登校や教室移動ができるよう配慮をすること。

参考取組例

- ①ソファーやパーティションで仕切られた机、教師や生徒間で話をしやすいテーブルなどの設置を行い、通常のクラスとは全く異なった教室の作りを行う。

<例>



- ②一階の一部に活動場所を固めるなど、他の生徒がそのエリアに入り混むことがないような動線の確保を行う。また、トイレや教室移動については、授業中にできるような配慮も併せて工夫する。

(2) 特別教室・体育館・校庭・学校図書館・エンカレッジルーム・職員室

取組の方向性

- 特別教室・校庭・体育館等については一体的な組織体制の下、学校内の全ての教室が分け隔てなく使用できるような体制を構築する。
- クラス全体での集会ができるよう、チャレンジクラスエリア内に比較的大きなスペースを設置できるよう工夫する。

参考取組例

- ①特別教室等については、他のクラス等との合同での使用が難しいため、チャレンジクラス

- の週時程を先行し決定し、他の生徒との出会うことがないような配慮をする。
- ②エンカレッジルームについては、いつでも行き来できるような体制を構築し、個々でクールダウン、カームダウンができるような工夫をする。
 - ③職員室は、可能な限り、通常のクラスの教員と同室にし、日常的な情報交換ができるようにする。
 - ④簡易式の間仕切りを開けばオープンスペースになるなどの工夫や小体育館や武道場等の活用を行うなど工夫をする。



4 その他に関すること。

(1) 設置校以外から入級する生徒への配慮

取組の方向性

- 設置校以外から入級する生徒について生徒が新しい人間関係を構築できるようにすること。

参考取組例

- ①入級前には、気持ちの面での不安を解消できるよう、見学等を丁寧に行い説明する。
- ②入級前には体験入級期間(2週間程度)を設定するなどして不安を解消する。

(2) 通常のクラスとの交流

取組の方向性

- 通常のクラスの授業、学校行事については、生徒及び保護者の要望があれば、設置校の校長の判断により参加できる。

参考取組例

①通常のクラスの授業への参加

通常のクラスにおける授業について、1教科から、本人や保護者の希望に応じて、参加ができるようにする。

②通常のクラスにおける学校行事への参加

- ・儀式的行事について、オンラインでの参加等ができるような配慮を行うこと。
- ・「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「旅行・集団宿泊的行事」「勤労生産・奉仕的行事」について、本人や保護者の希望に応じて、参加ができるような配慮を行うこと。ただし、各行事への参加については、その事前事後の準備段階から参加すること。

(3) 部活動について

取組の方向性

- 部活動については、他のクラス同様の部活動の範囲で行うこと。
ただし、不登校の生徒でも入りやすい部活動等の創設など、工夫をすること。

参考取組例

- ①部活動に関する情報を丁寧に発信するなど、設置校の部活動に参加ができるような配慮を十分に行う。
- ②年度途中からの入部を認めるなどの配慮を行う。
- ③集団活動だけでなく、個別的な活動のできる部活動(将棋部、囲碁部、トレーニング部)などの創設を視野に入れる。

◎他のクラスと終了時間が異なることから、授業終了後から部活動までの時間には、単に再登校を求めるのではなく、十分な配慮を行う。

(4) PTA 活動等について

取組の方向性

OPTA については通常のクラスと同様の組織として活動を行うこと。ただし、学区域以外からの転入者もいることについては十分な配慮を行う。

参考取組例

①PTA 活動については、他のクラスと同様にする。

②チャレンジクラスの特徴から保護者間の情報が得やすいよう、独自での「保護者の会※」を定期的を開催するなどの配慮を行う。

※「保護者の会」とは、子育てに関する悩みや進学・進路に関する悩みなどを共有する会であり、あくまでも、

実

施主体は、保護者である。





資 料

入級様式 1

年 月 日

江戸川区教育委員会 宛て

申請者（保護者）

〒 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号（自宅） _____

（携帯） _____

チャレンジクラス入級申請書

江戸川区立●●中学校チャレンジクラスへの入級を希望するので、次のとおり申請します。

生徒（児童）氏名	
生 年 月 日	年 月 日
在 籍 校 及 び 学 年	江戸川区立●●中学校 年 組
入 級 希 望 理 由	<p>※当てはまる理由に（ ）に○を付けてください。</p> <p>（ ） 個別指導に期待がもてるため</p> <p>（ ） 朝のスタートにゆとりがあるため</p> <p>（ ） 自分の興味のあることを学べるため</p> <p>（ ） 学校には行きたいけれど、在籍校や在籍クラスには行きづらいため</p> <p>※当てはまるものがない場合は、その他に御記入ください。</p> <p>その他（ ）</p>
<p>次の事項について同意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入級の必要性及び指導内容を検討するため、チャレンジクラスのクラス担任、在籍校におけるクラス担任又は不登校担当教員、保護者及び生徒（児童）で面談を実施し、チャレンジクラス入退級審査会が生徒（児童）の登校状況について教育委員会と情報共有を行うこと。 <p style="text-align: right;">保護者 _____</p>	

入級様式 2

第 号

年 月 日

様

江戸川区教育委員会 印

チャレンジクラス入級許可（不許可）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった江戸川区立●●中学校チャレンジクラスへの入級について、次のとおり決定しましたので通知します。

生徒（児童）氏名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	〒
入 級 に つ い て	許可する ・ 不許可とする
入 級 開 始 年 月 日	年 月 日から
不 許 可 の 理 由	
備 考	

年 月 日

チャレンジクラス退級届

江戸川区教育委員会 宛て

保護者氏名 _____

江戸川区立●●中学校チャレンジクラスからの退級を希望するので、次のとおり届け出ます。

生徒氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
電話番号	
退級を希望する理由	

第 号

年 月 日

様

江戸川区教育委員会 印

教員を配置するチャレンジクラス退級決定通知書

次の生徒について、江戸川区立●●中学校チャレンジクラスを退級とすることとしましたので通知
します。

生 徒 氏 名	
生 年 月 日	
住 所	
退 級 年 月 日	年 月 日から
備 考	

取扱注意

	本人	保護者
氏名		
性別		
生年月日		
学年		

学校生活支援担当職員	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※職員名は1学期前半と後半を区別して記入してください。

	1学期(前期) 生活支援内容	期間	2学期(後期) 生活支援内容	期間	3学期 生活支援内容	期間
身体・運動						
長期休業						

	1学期(前期) 生活支援内容	期間	2学期(後期) 生活支援内容	期間	3学期 生活支援内容	期間
心身						
長期休業						

	1学期(前期) 生活支援内容	期間	2学期(後期) 生活支援内容	期間	3学期 生活支援内容	期間
社会・環境						
長期休業						

<p>[留意] 次年度への引継ぎ事項・配慮に関する引継ぎ事項</p>		
<table border="1"> <tr> <td>総長印</td> </tr> </table>		総長印
総長印		

個別の支援計画2(個別様式2)

令和●年●月●日作成・更新 作成者：●●●●●

【教員を配置する校内別室学級】

●●区立●●中学校	本人の願い
(生徒学年・氏名)	保護者の願い
●年 ●●●●	短期目標

※「本人の願い」、「保護者の願い」、「短期目標」は、個別の支援計画1(個別様式1)と一致させる。

	生徒の興趣	指導の目標	主な指導内容	評価
国語				
社会				
理科				
歴史				
外国語				
その他				

<参考・引用文献>

- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」
平成 28 年 12 月 7 日
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」
平成 29 年 3 月 31 日 文部科学省
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」令和元年 10 月 25 日 文部科学省
- 「不登校特例校の設置に向けて【手引き】」令和 2 年 1 月 文部科学省
- 「未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて～不登校の子供たちへの支援のポイント～」
令和 3 年 1 月 東京都教育委員会
- 「令和 4 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」令和 5 年 10 月 4 日 文部科学省

江戸川区立学校

「チャレンジクラス」の設置に向けて

～チャレンジクラスの運営の在り方～

令和6年4月1日発行

発行者 江戸川区教育委員会事務局

所在地 〒132-8501

東京都江戸川区中央1-4-1 (江戸川区役所4階)

○設置に関すること・入退級に関すること

教育研究所(グリーンパレス3階)

電話 03-5662-7722

○教育課程に関すること

教育指導課(江戸川区役所4階)

電話 03-5662-1634

